

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究試料取扱規程

平成16年4月1日  
規程第 35 号

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の研究及び教育において得られた研究成果物に係る研究試料の取扱いについて、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究成果物取扱規程（平成16年規程第34号。以下「研究成果物取扱規程」という。）に定めるもののほか、この規程において定めることにより、研究試料の適正な管理及び学外の機関（企業等の民間機関及び外国機関を含む。以下「外部機関」という。）との円滑な研究協力を図り、もって本学の研究促進に資することを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この規程において「職員等」とは、教授、准教授、助教、助手、一般職員等本学と雇用関係にある職員及び本学の役員をいう。
- 2 この規程において「研究試料」とは、職員等が作製した試薬、試料、実験動物、植物、細胞株、菌株、遺伝子、化学物質、試作品、実験装置等の研究及び教育目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するものをいう。ただし、研究成果普及品等として別途定めたものを除く。
- 3 この規程において「作製」とは、研究試料の創作又は抽出をいう。
- 4 この規程において「作製者」とは、研究試料の作製を行った職員等をいう。
- 5 この規程において「研究試料責任者」とは、研究試料の作製を行った又は研究試料を受領する職員等が所属する部局の長（先端科学技術研究科長、総合情報基盤センター長、遺伝子教育研究センター長、物質科学教育研究センター長、データ駆動型サイエンス創造センター長、デジタルグリーンイノベーションセンター長、保健管理センター所長、戦略企画本部長、教育推進機構長及び研究推進機構長をいう。）、研究室の各責任者又は事務局の各部長等をいう。
- 6 この規程において「提供」とは、研究試料を有償又は無償で外部機関において使用させることをいう。ただし、分析依頼の場合及び特許出願のための生物寄託を除く。

## (研究試料の帰属)

第3条 職員等により、本学の研究及び教育において職務上得られた研究試料は、原則として本学に帰属する。

## (研究試料の管理)

第4条 職員等は、研究試料を作製したとき、研究成果物取扱規程に従い、適正

に管理しなければならない。

(研究試料の届出)

第5条 作製者は、研究試料について、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに、学長に届け出なければならない。

- (1) 研究試料を提供する場合
- (2) 研究試料に技術的観点からの付加価値が顕在化した場合
- (3) その他必要がある場合

(研究試料提供契約の対象適格の認定)

第6条 学長は、前条の届出を受理したときは、その届出に係る研究試料について、研究試料提供契約（以下「提供契約」という。）の対象適格があるか否かの認定を行うものとする。

(研究試料提供契約等)

第7条 学長は、前条に定める研究試料が提供契約の対象適格があると認定し、当該研究試料を提供する場合は、原則として、提供先との間において提供契約を締結するものとする。

- 2 学長は、契約書の作成等契約の締結に係る業務を産官学連携推進部門長に執り行わせるものとする。
- 3 研究試料の提供については、原則として、企業等に対しては有償とし、学術研究機関に対しては無償とする。
- 4 前項の規定において、学術研究機関に対し無償とする場合の取扱いは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学実施許諾等取扱規程（平成16年規程第36号）の規定に準ずる。
- 5 研究試料の提供に際し、研究試料を作製するために必要な経費（送料等を含む。以下「試料作製経費」という。）は、第3項の規定にかかわらず、対価に含ませ、又は対価（無償の場合を含む。）とは別に徴収することができるものとする。

(研究試料提供契約の委任)

第8条 学術研究機関に職員等が作製した研究試料を無償で提供し、かつ、試料作製経費を徴収しないときには、第5条及び第6条に規定する届出及び対象適格の認定を省略し、当該研究試料の作製者若しくは研究試料責任者（以下「作製者等」という。）又は産官学連携推進部門長に、当該学術研究機関との提供契約を締結させることができる。この場合において、作製者等は、契約書等の写しを産官学連携推進部門長に速やかに提出しなければならない。

- 2 企業等に職員等が作製した研究試料を無償で提供し、かつ、試料作製経費を徴収しないときには、産官学連携推進部門長に当該企業等との提供契約を締結させることができる。

(秘密の保持義務)

第9条 職員等は、研究試料に関して、研究成果物取扱規程に従い、秘密を守らなければならない。

(研究試料提供奨励金)

第10条 本学は、研究試料を提供することにより収入を得たときは、その作製者に対して、研究試料の提供に係る収入の40%を研究試料提供奨励金(以下「提供奨励金」という。)として支給するものとする。ただし、当該収入に試料作製経費が含まれている場合、提供奨励金の算定に際し、当該収入から試料作製経費を控除することができるものとする。

- 2 試料作製経費は、作製者の所属研究室に配分するものとする。
- 3 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程(平成16年規程第33号。以下「職務発明等取扱規程」という。)第18条第5項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による提供奨励金の支給について準用する。この場合において、「補償金」とあるのは「提供奨励金」と、「創作者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

(異議申立て)

- 第11条 作製者は、第6条に定める認定及び前条の提供奨励金の支給に関し、不服があるときは、学長に異議申立てをすることができる。
- 2 前項に定める異議申立ての手続は、職務発明等取扱規程を準用する。

(研究試料を外部機関から受領する場合の届出)

第12条 研究成果物取扱規程第12条の規定に基づき、外部機関が作製した研究試料の受領契約を締結しようとする場合については、学長に届け出なければならない。

(研究試料受領契約の締結)

第13条 学長は、前条の届出を受理したときは、提供元との間において、研究試料受領契約(以下「受領契約」という。)を締結するものとする。

(受領契約の委任)

第14条 学術研究機関から研究試料を無償で受領するときには、第12条の届出を省略し、当該研究試料を提供される職員等若しくは研究試料責任者(以下「提供される職員等」という。)又は産官学連携推進部門長に、当該学術研究機関との受領契約を締結させることができる。この場合において、提供される職員等は、契約書等の写しを産官学連携推進部門長に速やかに提出しなければならない。

- 2 企業等から研究試料を無償で受領するときには、産官学連携推進部門長に

当該企業等との受領契約を締結させることができる。

(事務の委任)

第15条 学長は、この規程に基づく事務の全部又は一部及びそれらに付帯する業務を産官学連携推進部門長その他の者に委任することができる。

(様式)

第16条 研究試料の届出及び提供に必要な書類の様式は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究試料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。